

官民競争入札等監理委員会
第108回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第108回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成25年4月26日（金） 14:00～15:00

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

（1）国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務

（2）国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務

3. 「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」の改定案について

4. 厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達の変更に関するヒアリング

（非公開（議題のみ公開））

5. 施設・研修等分科会 ヒアリングの結果について

6. 市場化テスト導入に伴う人員削減等の調査結果について

7. 「公共サービス改革基本方針（案）」について

8. 閉 会

○前原委員長代理 皆さんこんにちは。時間になりましたので、第108回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

樫谷委員長がちょっと官邸に行っておられて遅れるということでございますので、私がしばらく代わって司会進行を務めさせていただきます。

本日の議題は、議事次第のとおりでございますが、議題5以降については、本委員会運営規則第5条の規定に基づき会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思っております。本件については、これまで入札監理小委員会で審議してまいりましたので、「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」及び「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」の2件について、稲生主査から、御報告をお願いします。

○稲生委員 稲生でございます。よろしくお願いたします。

2件でございます。資料については、資料1-1の束と資料1-2の束、この2つをごらんいただければと思います。順次、御説明いたします。

まず資料1-1をお開きください。

「入札監理小委員会における審議の結果報告」でございます。また、「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」でございます。幾つか論点が出てございますけれども、大きくは、1番の「落札者決定の評価基準」、それから、2番目のパブリックコメントへの対応に分かれてございます。

まず1番目の「落札者決定の評価基準」ですけれども、主な論点としては、『類似事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に専門知識・ノウハウ等があるか』という記述が、19ページの「評価項目一覧表」が出てございます。別紙1でございまして。この中で、今申し上げた部分の記述ですが、現行の受託事業者に過度に有利になることのないようにということで、評価内容の検討をお願いしたところでございまして。この結果、余り細かい条件をつけるというより、指摘を踏まえて、本項目を類似事業の受託実績があるかということで、少し和らげるというのでしょうか、そういう形で間口を狭めないような措置を施したところでございまして。

それから、2番目「パブリックコメントに出された主な意見と対応について」ですが、意見としては3つほどいただいております。まず1つ目の主な意見として、IASB会議の出張報告書について、実施要項（案）の3ページの④のハです。もとは「各年度終了後」という文言が入ってございまして、「金融庁ホームページにおいて公表される」との記述がございましたが、広範な関係者が適時に共有すべき情報という性格があることから、金融庁は受領後、速やかに公表することを検討してはいかかかというような意見が出されたところでございまして。これについて対応ですが、会議において入手した新たな情報を適時に国内関係者に情報共有することは、IFRSに関する国内における議論、効果的な意見発信に資するものであることを踏まえまして、公表のあり方を検討するとともに、この部分の

記述は、「金融庁ホームページにおいて公表される」という形への修正を施して、「各年度終了後」よりもより即時性と申しますか、直ちに、なるべくならば早めに開示されるような形に修正をしたというところでございます。

それから、次のいただいた御意見ですけれども、実施要項（案）の19ページの別紙1の2-2「専門性・能力」をごらんいただければと存じます。「企業会計全般に関して高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか」との記述があるが、本業務の性質から、国際会計基準に関する知識の有無を特に重要な点として評価することを検討してはどうかという意見が出されたところでございます。これに対して、当該記述を「企業会計全般に関して、（特に、国際会計基準に関して）高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか」という形に加筆し、修正を施したというものでございます。

続きまして、このペーパーの裏側ですけれども、主な御意見3つ目でございます。英語のリスニング、リーディング能力に関してということで、これも、先ほど見ていただきました要項（案）の19ページの「評価項目一覧表」の同じ部分、2-2の「専門性・能力」の上段です。「英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有すること」は本件の業務遂行上必須であると考えられ、この点を評価項目として明確に位置づけることを検討してはいかがかという御指摘をいただいたところでございます。この御意見を踏まえて、「英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有している者を適切に配置しているか」ということで、これを追記する形で評価項目を充実させたというような対応をしたところでございます。

調査分析に係る事務に関しては、以上でございます。

それから、続きまして、資料2-1の束をごらんいただければと存じます。

こちらは「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」でございます。このことについては、平成25年9月から平成30年3月までの4年7か月間を契約期間として、民間競争入札を実施するとされているところでございます。以下、検討をいたしました。大きくは3種類ございまして、1つ目が「事務の内容及び確保される事務の質について」、それから、2つ目が評価基準でございまして、最後、3つ目がパブコメへの対応という形になってございます。

1つ目の「事務の内容及び確保されるべき事務の質について」でございますけれども、出された論点としては、公開草案等への対応についてということで、実施要項（案）の4ページ目をお開きいただければと存じます。コメントについては、上からイ、ロとあり、ロの部分に対応するパラグラフでございます。公開草案等への対応について、「公開草案に対するコメントを作成し、公開草案等の公表者にコメントレターを提出することを適時に行うことにより意見発疹を行う」と、原文ではそうになっていたわけですけれども、その「コメントを作成する」の発信の主体がやや不明確であったり、よりちょっと具体的にしたほうがいいのか、あるいは、事業者の負担の軽減という形で、要は、事業者が全責任を負った形での公開草案へのコメント作成はちょっとしんどいのではないかと委員会では考

えまして、負担の軽減を検討してはどうかという形での意見が出されたところでございます。

対応は、意見発信は、国内の会計基準設定主体、各団体等が、協力してという形になりますが、協同してまたは個別に行っているのが実情でございますので、その実情を踏まえて、先ほどの記述部分を以下のように修正しました。「公開草案に対するコメント案を作成し、これまでに意見発信を行ってきた国内関係者との協同、又は個別にコメントレターを公開草案等公開者へ提出することにより意見発信を行う」という形への修正でございます。

続きまして、「落札者決定の評価基準」で、2番に進みたいと思います。論点は、実施要項（案）の21ページ目の評価項目の一覧表でございます。資料2-2「専門性・能力」の下段に、類似事業の受託実績がございます。評価項目について、原文では「類似事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に専門知識・ノウハウ等があるか」との記述があったわけですが、現行の受託事業者に過度に有利になることがないように、評価内容を検討してはいかがかという問題提起をいたしました。

その結果、先ほどのものとも似てございますけれども、指摘を踏まえていただいて、本項目を「類似事業の受託実績があるか」という形で、21ページに既に修正後のものが出ておりますけれども、こちらへ修正をしたということでございます。

続いて、3番目、資料2-1の裏のページをお開きいただければと思います。パブコメへの対応ということで、3つの御意見をいただいております。

まず、IASB会議の出張報告書についてということで、これは実施要項（案）の3ページ目をごらんいただければと思います。この報告書について、原文では、「各年度の終了後」ということで、これも先ほどのものと同様かと思っておりますけれども、「金融庁ホームページにおいて公表される」との記述があるが、広範な関係者が適時に共有すべき情報であるため、金融庁が受領後、速やかに公表することを検討してはいかがかという問題提起でございます。

対応ですが、会議において入手した新たな情報を適時に国内関係者に情報共有することは、IFRSに関する国内における議論、効果的な意見発信に資するものであることを踏まえまして、公表のあり方を検討するとともに、当該記述の部分を「金融庁ホームページにおいて公表される」という形へ修正をしたものでございます。

それから、2つ目のパブコメですけれども、21ページの評価項目に「企業会計全般に関して高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか」との記述があるが、本業務の性質から、国際会計基準に関する知識の有無を特に重要な点として評価してはいかがかという御意見をいただいたところでございます。

これも、先ほどのものと同じように、御意見を踏まえまして、当該記述を「企業会計全般に関して」ということで、「特に」以下を付しまして、（特に、国際会計基準に関して）で入れるという形で修正をしたものでございます。

それから、最後3つ目の御意見でございます。「英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有すること」は本件の業務遂行上必須であると考えられ、この点を評価項目として明確に位置づけることを検討してはいかがかという御意見をいただきました。これも21ページですが、「英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有している者を適切に配置しているか」という部分を評価項目に追記したものでございます。

長くなりましたけれども、以上のような検討結果でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

遅れまして、申し訳ございません。

報告いただきました、2件の実施要項（案）については「異存はない」ということでよろしいでしょうか。何か御意見はございますか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により「付議」されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思います。

続きまして、次の議題であります「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」の改定案について、事務局から、古矢参事官よろしくお願いたします。

○古矢参事官 それでは、資料3をごらんください。「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」の改定案でございます。

前回3月の監理委員会の際には、各省協議の手續の前でございましたので、素案という形で諮らせていただきました。今回、各省協議が済みましたので、改定案としてお諮りするものでございます。

改定の内容は、前回も御説明しましたので繰り返しになりますが、まず4ページをごらんください。昨年度、「法務省の登記簿等の公開に関する事務」において、受託事業者が、社会保険料等の滞納により契約解除をする事態が発生いたしました。この事案を受けまして、法務省では、再発防止の措置として、法務局、地方法務局の施設管理・運營業務の事業について、社会保険料の滞納がないことを入札参加資格として定めました。これを受けまして、入札参加資格の例として、「必要に応じて、労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことについて、入札参加資格とすること」という一文を加えるものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。評価項目の例ですが、今までも障害者の雇用状況などの例について挙げさせていただいたのですが、昨年度の「都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務」において、男女共同参画に対する取組を評価項目として設定した例がございました。全国の地方公共団体において広がりを見せている公契約条例等の内容も踏まえまして、今回、「男女共同参画に対する取組」についても、評価項目の例としてつけ加えるというものでございます。

それから、最後の12ページをごらんください。こちらについては、市場化テスト実施に伴う効果の一側面である、従来従事していた人員の削減の状況についても適切に評価を行うこととするために、評価に関する事項について改正を行うというものでございます。

これらについて、この間、各省協議を行いました。特に改定に至るような大きな質問・意見等はありませんでした。よって、3月のときの文面そのまま今回お諮りするものでございます。

これらに関しまして、御了承をいただければと思います。以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの3件の御報告内容について、御意見・御質問ございましたら、御自由に御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針の改定案については、監理委員会として「了承」したいと思います。

それでは、次の議題に進めたいと思いますが、厚生労働省に着席していただきます。

(厚生労働省関係者着席)

○樫谷委員長 続きまして、次の議題であります「厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達の契約変更」について、先月の第106回監理委員会において議論をいたしました結果、契約変更については了承するものの、その経緯等について十分な説明を求めるとの結論でございました。

それでは、本契約変更の経緯等について、厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室の星室長より、15分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○星室長(厚生労働省) 御紹介いただきました、私、職業安定行政関係のシステムの開発あるいは運用の業務を担当しております、労働市場センター業務室の星でございます。よろしく申し上げます。

本日は、ただいまお話にございましたように、先般の御審議の中で、今回の「厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達契約の変更」について、この間の契約変更に至った経緯等について本委員会に御説明するということでもございましたので、お手元に資料4-1がございますけれども、これに基づいて御説明させていただきたいと思っております。

なお、指摘事項については、資料4-2としての本委員会の御見解として示されたものがございますが、これらに対応したような形でできるだけ説明をさせていただいております。

また、本件については、ただいま委員長からもお話がございましたように、3月28日付の本委員会からの通知で、「異存ない」旨御回答をいただいているところでございまして、

改めて感謝申し上げる次第でございます。また、今後は、御指摘のあった留意事項を踏まえまして、適切な調達に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、資料4-1ですけれども、まず、Iとして「契約変更に向けた調整」と書いてございますけれども、現在、私どもの地方機関でございます都道府県労働局においては、再就職の促進あるいは雇用の安定等の業務を所管してございます職業安定部の職員、さらには、第一線機関でありますハローワークの職員、以下、これら総称して「職業安定系統職員」と申し上げますけれども、これらについては、職業紹介業務とか、あるいは雇用保険関係の業務といったものを行うために、また、その業務上の連携、情報共有を職員間で行っていくため、電子メールあるいは電子掲示板、そういった機能を有する「ハローワークシステム」を活用しているところでございます。

その一方で、職業安定系統職員のうち、ハローワークの課長級以上のいわゆる幹部職員6,000人については、厚生労働省本省の各部局あるいは地方厚生局、さらには、都道府県労働局等も結んだ共通サービス等の機能を有する「厚生労働省ネットワークシステム」も活用しているところでございます。

また、2にございますけれども、「次期厚生労働省ネットワークシステムの活用の検討」ですが、現行の厚生労働省ネットワークシステムは、平成25年6月までで契約は終了して、7月1日から次期厚生労働省ネットワークシステムの運用が始まることになっている中で、この次期システムについて、平成24年度から開発を行う必要があったことから、平成24年度予算を確保し、契約も締結する必要があったということでございました。

そのため、平成23年度の段階で、職業安定系統職員の利用について、以下の①～③に項目を示してございますけれども、ここにあるような観点から、情報の連携機能の効果とか、活用の状況、そして、課題をもとに検討を行うことにしていたものであったわけでございます。

しかしながら、平成23年度前半の時期は、東日本大震災の発生により、ハローワーク等も被災する中で、端末の緊急増設対応、さらには、東京電力の計画停電への対応といったものに大分時間を取られたというようなこともございました。さらに、ハローワークシステムの運用開始時期にも重なったというようなことがございまして、結果として、検討への着手が遅れて、検討の開始が平成23年の9月ごろになったということでございました。検討の結果については、(2)の①～③にございますように、厚生労働省ネットワークシステムは、労働局の他の部局の行政運営におけるトピックスあるいは動きを把握する手段となっていること、それから、②にございますように、労働局総務部から職業安定部あるいはハローワークの幹部への連絡手法として定着していること、さらには、労働局総務部の本省側のカウンターパートでございます大臣官房地方課からの機微にわたる指示をダイレクトに伝える手段となっていることなどから、必要不可欠なものだという意見が多数寄せられたというようなことでございました。

さらに、利用者数については、現行のシステム利用者6,000人からハローワークの係長級

の職員までの拡充が強く求められたこと、こうした結果等を踏まえまして、職業安定系統職員1万人が次期厚生労働省ネットワークシステムの活用をできるような対応を図ることにしたものでございます。

なお、ハローワークシステムの全利用者数については、3万人でございますので、残り2万人については、次々期のシステム更改に向けた課題と考えているところでございます。

次に、3ですが、ただいま申し上げましたように、検討の着手の遅れから検討結果が取りまとまったのが、結果として平成24年1月でございます。平成24年度の予算要求には、次期システムの職業安定系統職員1万人に係る経費を盛り込むことができなかつたものでございます。しかしながら、労働局の行政運営上、職業安定系統職員が切れ目なく厚生労働省ネットワークシステムを利用することは必要不可欠ということから、平成25年度予算に要求を行いまして、平成25年度当初に契約を締結し、7月からの次期システムの運用開始に間に合わせるよう作業を進めることにしたところでございます。

また、一方では、こうした事態を踏まえまして、契約締結後短期間で運用開始に間に合わせるために、平成24年度に締結した本契約書の仕様書の中では、「本契約期間中に生ずる利用者数の増加数は現時点では、平成25年度中に1万人程度と想定している」との一文を記載させていただいたものでございます。

次に、IIの部分でございます。「契約変更額にかかる調整」についてでありますけれども、職業安定系統職員が次期システムを利用するに当たって、ハローワークシステムの端末からブラウザベースで接続することとして、また、次期システムに疑義が生じた場合は、ハローワークシステムのヘルプデスクを経由して間接的なヘルプデスク利用を行うというような、いわゆる利用形態Bという契約形態になるわけですが、このサービスを活用することにしてございます。

2の「契約変更額の調整」の部分ですが、本契約落札事業者から次期システムの利用形態Bの利用者数を1万人追加すると見積もりを取ったところ、本契約の利用形態Bの1人当たりの単価と比較すると、当初高額な単価が示されたというようなことから、見直しを依頼して、その後、本契約の同単価と同額まで減額されたということで、この一般競争入札により落札された金額の内訳である同単価は、最も経済的な金額であると判断をして、この単価をもとにした見積もりによって契約変更を行う方針としたものでございます。

最後ですが、「今後の対応」について、今回の契約変更を行うことになった経緯を鑑みますと、予算要求に向けたスケジュール管理に欠如した面があることも考えられるところでございますが、今後、こうしたことがないように、計画的な事務処理に努めるとともに、冒頭でも申し上げましたけれども、本委員会の御指摘を踏まえまして、適切な調達となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました内容について、御意見・御質問ございましたら、御発言いた

だきたいと思います。

○小林委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

この入札に当たっての審議の過程で、変更契約の部分が、公サ法上の目的が、効率的で一定の質を保つことが非常に重要な観点になっているということで、競争環境の中で、国民に対してサービス提供のコストをなるべく効率的なものにしていくことは非常に重要な観点でございます。

本体契約の場合に、十分な審議を尽くしたはずですが、そのときに、この変更契約というものに対する情報の共有が非常に不足しておりました。そのときに、もし、追加の変更契約があることが明らかになっておりましたら、その入札の審議の場で、そのことも含めた対応がとれたことは十分に考えられるのですね。そのときに、競争入札におけるイコールフットィングとか、競争の促進とか、その後の対応といったところで、公正性を確保した形でより詳細な審議ができることは非常に重要なことで、本体契約が成立した後にこのような巨額の変更が起こることについては、もう既に競争が行われないという中で、この契約の交渉になってきて、その部分で、追加の変更契約が合理的なものかどうかということについては、国民に対する説明責任があるということだと思います。非常に金額は大きくございますので、その点については、国民に対する説明責任、そして、本体契約プラス変更契約の部分の合理性といったものについては、今後、十分にオープンにさせていただいて、事前にいろいろ検討をすることは重要ですので、その点について十分留意していただきたいというのが、入札監理小委員会の主査として、そういうふうにと求めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○星室長 只今の御指摘の点は、全くそのとおりといいますか、御指摘のとおりだと思います。私どもは、当初の段階で、先ほども申し上げましたように、入札の仕様書の中には一文入れておいたということですが、結果として、小委員会あるいはこういった委員会の場で、実施要項（案）の中にはそういったことが盛り込まれなかったがために、委員の方々のそういった御審議を受けることなく、我々事務方としては、契約変更ありきのような形で、既に世の中にはオープンにしておいたというような気持ちを持っておいたようでございますけれども、専門的な立場から御審議なり御助言をいただければ、変更契約に当たっても、もっと合理的といいますか、透明性のあるような契約も可能だったようにも私も思いますので、今後、御指摘の点は十分踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○樫谷委員長 どうもありがとうございます。

ほかに、何か御意見はございますか。

○石堂委員 私は、逆に、この仕様書に「本契約期間中に生ずる利用者数の増加数は、現時点では1万人と想定している」と書き込んだことは、一体どういう機能を持ったのだろうと思うのです。これを読んで参加する業者の側は、これに対してどう対応すべきとか、どう読み取ったのかなど。要するに、1万人になっても大丈夫なように、どこかにち

やんと仕掛けをしておいてくださいよということを行ったことになるのですか。

○樫谷委員長 それはどうでしょうか。

○星室長 そうだと思います。「思います」というのは、契約当事者が、実は私どもではなくて、厚生労働省全体の契約をしているので、むしろ、統計情報部から答えていただいたほうがいいと思いますけれども、ただ、私どもとしては、先ほど申し上げたように、予算セットが間に合っていなかったのも、ただ、次のこのシステムに安定系統の職員が全く使えない環境をつくりだすことは避けなければいけないということで、そういった変更があり得ることをきちんと明記しておいてほしいという趣旨のことを申し上げたのだと思います。

○石堂委員 前回のこの会合のときにも、増えた分、後から追加になった経費が高過ぎないかという議論が結構あったのですけれども、土木工事と簡単に比較できないと思いますけれども、4階建ての建物を発注して、将来は10階にするつもりですと言ったら、当然、基礎部分を大きくする、そういうことをあらかじめ入っていたのだとすれば、最後のほうに出てくるのですが、単価的に、6,000人が1万人になったら4,000人分は増えるというのとは理屈が違って来たはずだなというようなことも含めて、仕様書にこういうふうにしたことが、書いたほうの意図、または、読んだ方がどうそれを解釈すると考えたのだろうかということ、どうもわからないなと思うのです。

○奥垣室長補佐（厚生労働省） それでは、本体調達を担当しました統計情報部から御説明いたします。

まず、仕様書に1万人増加と書いた経緯ですけれども、先ほど話がございましたように、本体調達では間に合いませんでしたけれども、安定局から別途予算要求があったときに、1万人増加があり得るべしという話は聞いていたところでございます。追加調達においては、本体への影響があり、その部分では本体の落札業者がどうしても優位となる部分があるので今後、拡張があり得るべき旨を記載したものです。例えば、何か大規模な追加をしようとしたときに落札業者が、この件はもう拡張性がないので、全面的改正で全く作り直すような話があったときに、そういうことがないように、そこは拡張性を持った形で行動してくださいという意図で、記載をしたところでございます。

○樫谷委員長 それでよろしいですか。そういう意図は伝わっているかどうかだと思います。

○星室長 今、石堂委員から御指摘があったように、前回のこの委員会でもそういった御議論があったように聞いておりますけれども、仮にそういった私どものような変更調達が見込まれるのだとすれば、当初契約の段階で、拡張するときのコストの考え方や何かを併せて提案させておくとか、いろいろな手法を考えられたので、冒頭、小林委員から御指摘があったように、まさにこういった場で、そういった専門的な見地で委員の皆様方から御意見を伺っておれば、もうちょっと合理的あるいは透明性のある、国民にとってもより合理的な説明ができるような調達も可能であったと私も思いますので、今後、その辺りも今

回のこういった事案を反省材料として取り組んでいきたいと考えております。

○奥垣室長補佐 その点は、統計情報部も全く同じ考えでございまして、我々としても、低コストで、職員にとって利便性があり、強いては、それが国民全体の財産になるという視点では、全く同じ考えでございます。いろいろ小委員会等で意見もいただいておりますので、それらを踏まえまして、次期システムではよりいいものをまた御提出したいと思っております。また、その際にはいろいろ御教示いただくこともありますが、いろいろ御助言等を賜れば幸いです。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 それでは、「厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達契約変更に関するヒアリング」につきましてはこれまでとします。

厚生労働省におかれましては、今後、本件のような大きな契約変更のないよう事業を管理していただくことをお願いするとともに、もし契約変更が発生するような場合は、監理委員会における委員からの指摘が幾つかありましたけれども、これに御留意していただくように、そして、取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

以上をもって、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席していただきたいと思っております。

(厚生労働省関係者・傍聴者退室)